「清掃費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度	当該新市町村入湯税納税義務者数を算定初年度にあつては合併関係市町村ごとに分別し、算定初年度の次年度以降にあつては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分（ただし、入湯税について合併特例法第十条又は合併新法第十六条の規定に基づき不均一課税を行つている当該新市町村にあつては合併関係市町村ごとに分別）して算定する。
「農業行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度	当該新市町村の引受戸数の総数を合併関係市町村の農家数により按分して算定する。
「農業行政費」に係る密度補正Ⅱに用いる密度	当該新市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別し（平成十七年二月一日以前（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日以前）に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分し、平成十七年二月二日から平成二十二年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十六年十二月二日から平成二十二年二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分し、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分して算定する。

有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によつて調査した平成十七年二月一日（沖縄県にあつては、平成十六年十二月一日）現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によつて按分し、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までに合併を行つた場合における市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によつて按分して算定する。）ものとし、「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅲ係数は、当該新市町村の外国青年招致人員及び外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍職員の合計数を合併関係市町村の人口によつて按分して算定するものとする。